

## 第2章 ごみ処理の基本事項

### 第1節 施設の計画目標年次

次期ごみ処理施設の規模を算出するにあたり、施設の計画目標年次を設定する。

「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱いについて」（平成15年12月15日環廃対発第031215002号）では、「計画目標年次は、施設の稼働予定年度の7年後を超えない範囲内で将来予測の確度、施設の耐用年数、投資効率及び今後の他の廃棄物処理施設の整備計画等を勘案して定めた年度とする。」とされている。

将来のごみ量は、減少が見込まれているため、施設稼働予定の令和10年度（2028年度）のごみ量を最大量とし、施設の計画目標年次を令和10年度（2028年度）とする。

計画目標年次：令和10年度（2028年度）

## 第2節 計画収集区域

計画収集区域は以下の範囲とする。

- ・岐阜市：三里、茜部、鶉、市橋、厚見及び且格小学校区の一部の区域並びに柳津小学校区一円
- ・羽島市：全域
- ・岐南町：全域
- ・笠松町：全域

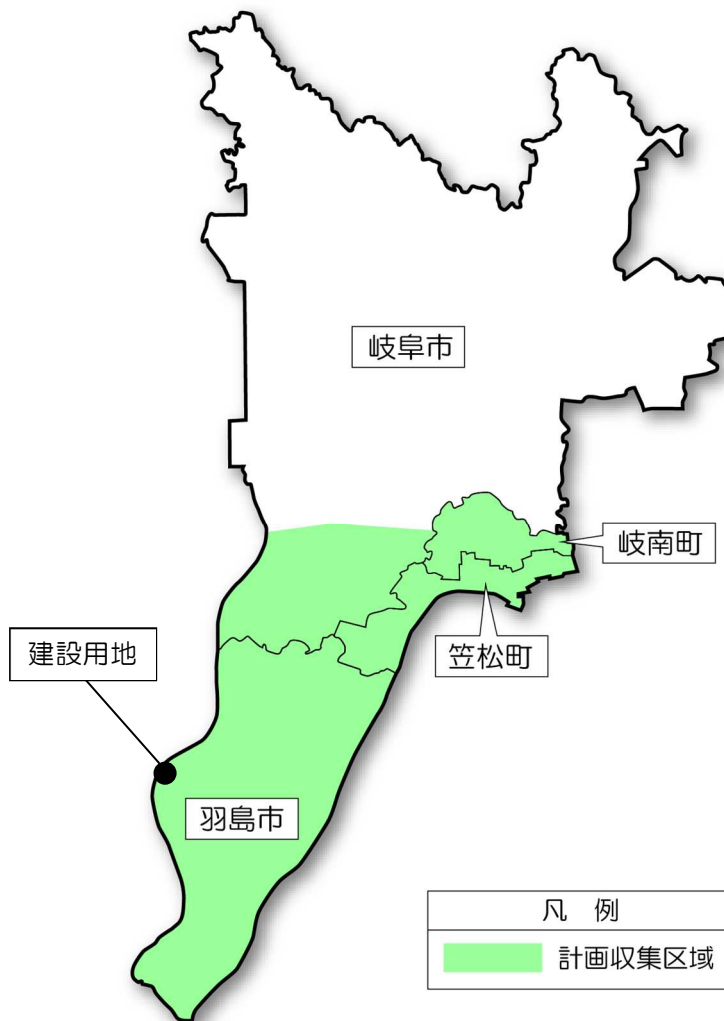


図2-1 計画収集区域

### 第3節 処理対象ごみ量

処理対象ごみは、可燃ごみ（破碎残さ可燃物を含む）、し尿処理汚泥、災害廃棄物とする。

#### 1. 可燃ごみ量（破碎残さ可燃物を含む）

令和10年度（2028年度）における可燃ごみ量（破碎残さ可燃物を含む）は、構成市町の一般廃棄物処理基本計画を踏まえ計画する。

これより、処理対象となる可燃ごみ量は、表2-1のとおりである。

表2-1 可燃ごみ計画搬入量（破碎残さ可燃物を含む）

市町名	可燃ごみ計画搬入量（t/年）
	令和10年度
岐阜市	6,000
羽島市	13,173
岐南町	7,391
笠松町	5,450
計	32,014

#### 2. し尿処理汚泥

令和10年度（2028年度）における本組合し尿処理施設から搬出されるし尿処理汚泥量は、288t/年とする。

#### 3. 災害廃棄物

災害廃棄物は、羽島市、岐南町、笠松町の可燃ごみ計画搬入量の10%とする。

#### 4. 処理対象ごみ量

本組合で処理する可燃ごみ量と災害廃棄物の量は、表2-2のとおりである。

表 2-2 可燃ごみの量 (t/年)

市町名	令和 10 年度		摘要
	可燃ごみ計画搬入量	災害廃棄物	
岐阜市	6,000	—	計画搬入量
羽島市	13,173	1,317	〃
岐南町	7,391	739	〃
笠松町	5,450	545	〃
小計	32,014	2,601	
し尿処理汚泥	288	—	
計	32,302	—	
総計	34,903		

## 第4節 施設規模の算出

施設規模は、「廃棄物処理施設整備費国庫補助金交付要綱の取扱いについて」（平成15年12月15日 環廃対発第031215002号）で示された次の方法により算出する。

$$\text{施設規模} = 1 \text{ 日平均処理対象ごみ量} \div \text{実稼働率} \div \text{調整稼働率}$$

$$\text{実稼働率} = (365 \text{ 日} - \text{年間停止日数}) \div 365 \text{ 日}$$

年間停止日数は、年1回の補修整備期間30日、年2回の補修点検期間各15日及び全炉停止期間7日並びに起動に要する日数3日・停止に要する日数3日各3回の合計85日とする。

$$\text{調整稼働率} = 96\%$$

ごみ焼却施設が、正常に運転される予定の日においても、故障の修理、やむを得ない一時休止のため処理能力が低下することを考慮した係数。

### 【災害廃棄物を含む施設規模】

$$1 \text{ 日平均処理対象ごみ量} = 34,903 \text{ t/年} \div 365 \text{ 日} = 95.6 \text{ t/日}$$

$$\begin{aligned} \text{施設規模} &= 95.6 \text{ t/日} \div ((365 \text{ 日} - 85 \text{ 日}) \div 365 \text{ 日}) \div 0.96 \\ &= 95.6 \text{ t/日} \div (280 \text{ 日} \div 365 \text{ 日}) \div 0.96 \\ &= 130 \text{ t/日} \end{aligned}$$

### 【災害廃棄物分を除く施設規模】

$$1 \text{ 日平均処理対象ごみ量} = 32,302 \text{ t/年} \div 365 \text{ 日} = 88.5 \text{ t/日}$$

$$\begin{aligned} \text{施設規模} &= 88.5 \text{ t/日} \div ((365 \text{ 日} - 85 \text{ 日}) \div 365 \text{ 日}) \div 0.96 \\ &= 88.5 \text{ t/日} \div (280 \text{ 日} \div 365 \text{ 日}) \div 0.96 \\ &= 120.2 \text{ t/日} \\ &\approx 120 \text{ t/日} \end{aligned}$$

### 【災害廃棄物分の施設規模】

$$\begin{aligned} \text{施設規模} &= 130 \text{ t/日} - 120 \text{ t/日} \\ &= 10 \text{ t/日} \end{aligned}$$

本組合の次期ごみ処理施設の規模は、130t/日とする。ただし、今後次期ごみ処理施設を建設するまでに、構成市町がごみ量を見直すことなどにより、変更となる可能性がある。

## 第5節 ごみピット容量

ごみピットは、焼却量を均一化するため一時保管、安定的な燃焼を行うためごみを攪拌する等の目的で設置する。この容量は、搬入計画、運転計画、ごみの単位体積重量等により必要な容量が決定される。

「ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版（公社）全国都市清掃会議」（以下「設計要領」という。）によると、ごみピット容量は、安定的なごみ処理のために施設規模の5～7日分以上とされている。

しかし、電気設備等の整備時には全炉停止する必要がある。

全炉停止期間は、処理方式により違うが、停止期間を7日、立上げ、立下げの期間を含めると10日間程度の日数が必要である。

1年間のごみ等の搬入量が32,302tの場合、1日あたり88.5tである。10日分のごみを貯留するため885tの貯留能力が必要である。

また、炉の補修には、30日間程度の休炉が必要である。1炉休止し補修する場合、705t (88.5t/日×30日-65.0t/日 (1炉の処理能力) ×30日) の貯留能力が必要である。

$$885\text{ t (全炉停止期間)} > 705\text{ t (炉の補修)}$$

そのため、885tのごみ、施設規模(130t/日)の約7日分のごみを貯留できるピットが必要である。ごみの比重を0.25t/m<sup>3</sup>とする。

$$130\text{t/日} \times 7\text{日} \div 0.25\text{t/m}^3 = 3,640\text{m}^3 \div 3,700\text{m}^3$$

以上より、ごみピット容量は施設規模の7日分とし、容量は約3,700m<sup>3</sup>と計画する。

ただし、今後次期ごみ処理施設を建設するまでに、構成市町がごみ量を見直すことなどにより、変更となる可能性がある。

ごみピット容量	:	施設規模の7日分 必要容量は約3,700m <sup>3</sup>
---------	---	---------------------------------------